

大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2に規定する回数等に関する要領を次のように定める。

平成30年 6月20日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2に規定する回数等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第16条第18号の2の規定に基づき、その事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(回数及び訪問介護)

第2条 条例第16条第18号の2の市長が定める回数及び訪問介護については、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（厚生労働省告示第218号）の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月 1日から施行する。